

戸籍情報システム 標準仕様書

(抜粋)

日本加除出版株式会社

発行者 日本加除出版株式会社

戸籍標準仕様研究会

東京都豊島区南長崎 3-16-6
03-3953-5757

本標準仕様書は下記の各団体から派遣された研究員の調査研究により作成されたものです。

法務省民事局民事第一課

東京法務局

東京都豊島区

東京都新宿区

東京都大田区

株式会社TKC

株式会社 日立製作所

株式会社 両毛システムズ

日本アイ・ビー・エム株式会社

日本電気株式会社

富士ゼロックスシステムサービス株式会社

富士通株式会社

第 12 版までの発行者：財団法人民事法務協会

戸籍事務コンピュータ化調査研究会

第 13 版の発行者：日本加除出版株式会社

第 14 版の発行者：株式会社大和総研ビジネス・イノベーション

第 14.1 版～第 16 版の発行者：日本加除出版株式会社

標準仕様書の構成（目次）

第1 戸籍情報システムの範囲と標準仕様書について

- 1 システムの範囲
 - (1) システム開発の目的と方針
 - (2) システム化と戸籍事務の流れ
 - (3) システム化の範囲
- 2 標準仕様書の遵守について

第2 新事務処理（戸籍事務）の概要

- 1 戸籍
- 2 事務処理の体系
- 3 戸籍の検索
- 4 戸籍の証明
- 5 受付ファイル
- 6 受付ファイルの検索
- 7 不受理申出ファイル
- 8 個人状態ファイル
- 9 届出処理
- 10 審査結果入力処理
- 11 訂正・更正・追完処理

第3 システム処理の導入・テスト編

索引

（戸籍法、戸籍法施行規則、
コンピュータ化関係通達及び
その解説を参照）

第4 システム処理の運用編

索引

（戸籍法、戸籍法施行規則、
コンピュータ化関係通達及び
その解説を参照）

第5 戸籍情報システムの詳細仕様

- 1 新業務処理手順図
- 2 システムの機能体系図
- 3 オンライン処理の流れ図（詳細）
- 4 バッチ処理の流れ図（詳細）
- 5 「画面」関係仕様
 - (1) 画面設計書
 - (2) 画面項目一覧表
- 6 「帳票」関係仕様
 - (1) 新帳票一覧表
 - (2) 帳票設計書
 - (3) 帳票項目一覧表
- 7 「ファイル」関係仕様
 - (1) ファイル一覧表
 - (2) ファイル仕様書
- 8 「コード」関係仕様
 - (1) コード設計書
 - (2) コード一覧表
 - (3) メッセージ一覧表
- 9 現行記載例／項目化後記載例一覧
- 10 「システム処理」の概要説明
 - (1) 「業務選択」処理
 - (2) 「検索」処理
 - (3) 「届出選択」処理
 - (4) 「異動検索」処理

(5) 「審査」処理

1. 出生届（含国籍留保）
2. 認知届
3. 養子縁組届
4. 養子離縁届
5. 特別養子縁組届
6. 特別養子離縁届
7. 戸籍法73条の2届
8. 養子離縁届同時戸籍法73条の2届
9. 婚姻届
10. 離婚届
11. 戸籍法77条の2届
12. 離婚届同時戸籍法77条の2届
13. 親権（管理権）届
14. 後見届
15. 保佐届
16. 死亡届（含本籍分明）
17. 失踪宣告届
18. 復氏届
19. 姻族関係終了届
20. 推定相続人廃除届
21. 入籍届
22. 分籍届
23. 国籍取得届
24. 帰化届
25. 国籍喪失届
26. 国籍選択届
27. 外国国籍喪失届
28. 氏の変更届
29. 戸籍法107条2項届
30. 戸籍法107条3項届
31. 戸籍法107条4項届
32. 名の変更届
33. 転籍届
34. 就籍届
35. 養子縁組取消届
36. 戸籍法69条の2届
37. 養子離縁取消届
38. 婚姻取消届
39. 戸籍法75条の2届
40. 離婚取消届
41. 失踪宣告取消届
42. 推定相続人廃除取消届
- (6) 「処分決定」処理
- (7) 「仮戸籍表示」処理
- (8) 「エラー履歴表示」処理
- (9) 「移記事項入力」処理
- (10) 「審査結果入力」処理
- (11) 「訂正・更正・追完」処理
- (12) 「決裁用帳票出力」処理
- (13) 「決裁」処理
- (14) 「証明書発行」処理
- (15) 「各種ファイル更新」処理
- (16) 「受領番号確保」処理
- (17) 「帳票出力」処理
- (18) 「統計」処理
- (19) 「関連業務」処理
- (20) 「一括」処理

第6 戸籍システムと関連事務の処理概要

- 1 はじめに
- 2 記載事務
 - (1) 死産届書
 - (2) 附票事務及び住民基本台帳法9条2項関係
- 3 証明事務
 - (1) 死体埋火葬許可証
 - (2) 身分証明書
 - (3) 相続税法58条通知
- 4 人口動態調査事務
- 5 民刑事務

第7 システム化に係わる「詳細設計」等資料編

- 1 「システム処理」の要件定義について
 - (1) 要件定義書の作成方法
 - (2) 要件定義書の共通仕様について
- 2 要件定義書
 - (1) 「業務選択」処理
 - (2) 「検索」処理
 - (3) 「届出選択」処理
 - (4) 「異動検索」処理
 - (5) 「審査」処理
 1. 出生届(含国籍留保)
 2. 認知届
 3. 養子縁組届
 4. 養子離縁届
 5. 特別養子縁組届
 6. 戸籍法73条の2届
 7. 養子離縁届同時戸籍法73条の2届
 8. 婚姻届
 9. 離婚届
 10. 戸籍法77条の2届
 11. 離婚届同時戸籍法77条の2届
 12. 親権(管理権)届
 13. 未成年者の後見届
 14. 保佐届
 15. 死亡届(含本籍分明)
 16. 失踪宣告届
 17. 復氏届
 18. 姻族関係終了届
 19. 推定相続人廃除届
 20. 入籍届
 21. 分籍届
 22. 国籍取得届
 23. 帰化届
 24. 国籍喪失届
 25. 国籍選択届
 26. 外国国籍喪失届
 27. 氏の変更届
 28. 戸籍法107条2項届
 29. 戸籍法107条3項届
 30. 戸籍法107条4項届
 31. 名の変更届
 32. 転籍届
 33. 就籍届

- (6) 「処分決定」処理
- (7) 「仮戸籍表示」処理
- (8) 「エラー履歴表示」処理
- (9) 「移記事項入力」処理
- (10) 「決裁用帳票出力」処理
- (11) 「決裁」処理
- (12) 「証明書発行」処理
- (13) 「各種ファイル更新」処理
- (14) 「受領番号確保」処理
- (15) 「帳票出力」処理
- (16) 「統計」処理
- (17) 「関連業務」処理
- (18) 「一括」処理
- (19) 「行政区画土地の名称」変更
- (20) 「受付ファイル欠番」処理
- (21) 「再製」処理
- (22) 本人届出確認台帳管理
- (23) 不受理処分整理簿管理
- (24) 戸籍副本データ管理システム

3 その他関連資料

- (1) 「民事行政審議会の答申について」
- (2) 「セットアップ部会検討結果報告書」
- (3) 「附票部会検討結果報告書」

第1 戸籍情報システムの範囲と基準書について

1 システムの範囲

(1) システム開発の目的と方針

戸籍事務のコンピュータ処理に関する調査研究の5年間の成果である「平成元年度報告書」において指摘された現行戸籍事務の問題点とその対応への方途、及び「平成2年度報告書」における事務改善の要望事項とその解決策をふまえて、システム化の機能要件は把握され、かつシステム処理の方法についても構想化された。

概観的には、戸籍事務の『トータルのシステム』を具体化するため、各自治体で一般的に利用されている「オフィス・コンピュータ」または「汎用コンピュータ」と「ワークステーション」、「端末装置」等のハードウェアを用いた、戸籍法規に準拠し即時処理とする『オンライン・リアルタイム方式』のコンピュータ組織を最大限に活用することが、本システムの大きな特長となる。

なお、システム開発の基本的な目的や狙いは、つぎのとおりに集約される。

第一に、行政サービスの向上を図ることである。

①届出事件の処理時間の大幅な短縮、及び謄抄本や受理証明書等の速やかな交付を可能にすること。

②また、支所あるいは出張所を持つ自治体では、端末装置の設置により本庁と同様のサービスを可能にすること。

第二に、情報の一元処理を可能にすることである。

①戸籍事務のみならず、附票、住民基本台帳、人口動態、相続税等の戸籍関連事務についても一元的に処理することにより、事務の大半を占める記載、転記の作業及び点検作業を極力合理化すること。

②さらに、この関連事務の処理時間を大幅に短縮すること。

第三に、事務処理の正確性等を確保することである。

①システムに届書の『審査機能』を付加することにより、審査事務の的確性を確保するとともに、自動的な戸籍の『記載機能』によって、戸籍の記載の迅速性とより正確性を確保すること。

②さらに、帳簿類のブックレス・ペーパーレス化によって、戸籍の編綴作業や見出しの記載作業を廃止し、戸籍管理業務を容易にすること。

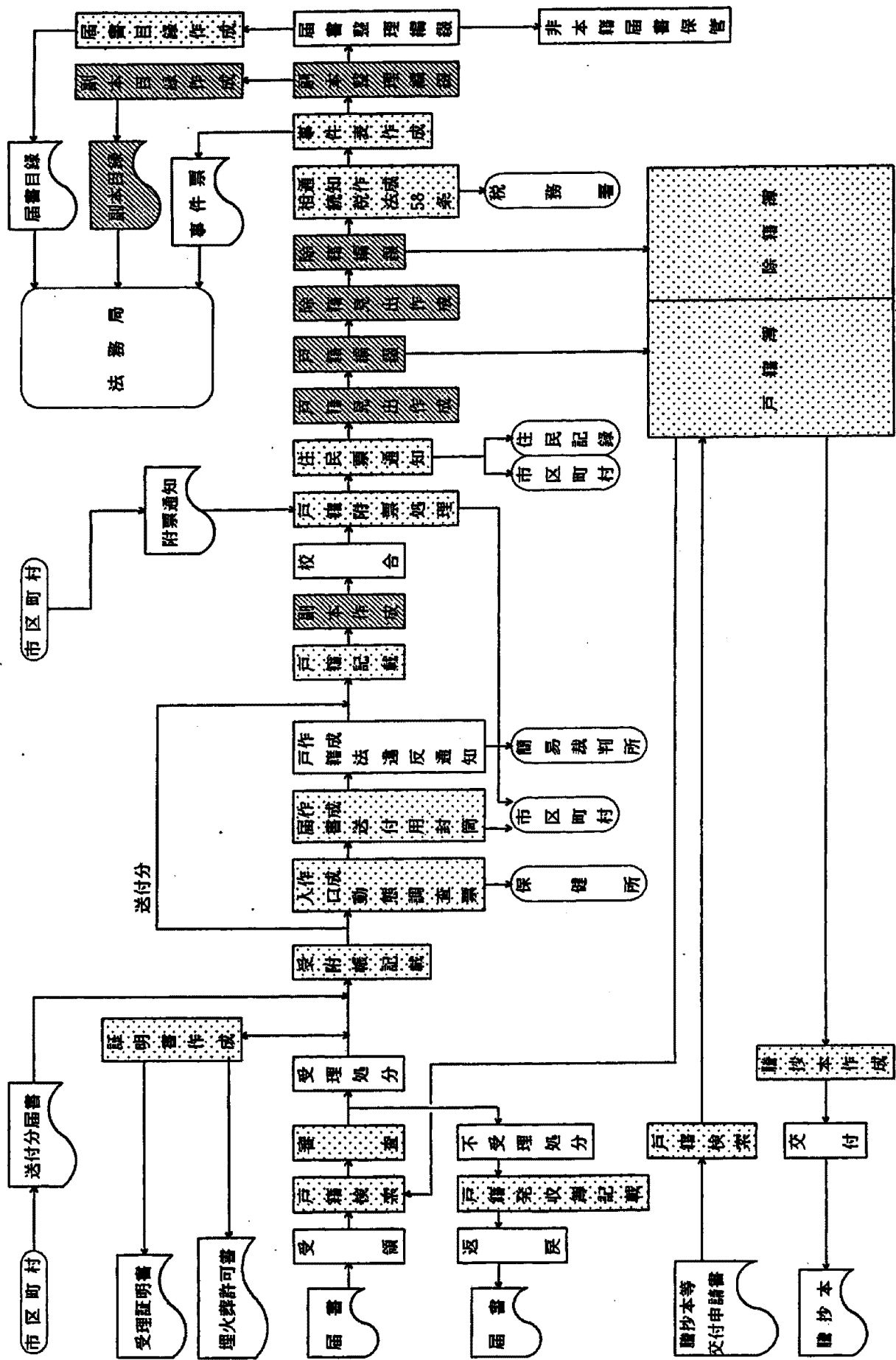
③戸籍の『即時検索機能』によって、検索時間の大幅な短縮を可能にすること。

④届書送付用の封筒作成や統計、報告事務などの戸籍周辺事務についてもシステム化することによって、事務処理の効率化と正確化を図ること。

このほか、①誤字の発生の防止、②執務環境の向上、及び③人的・物的面の『費用対効果』改善など、総合的な『事務改善』への波及効果の実現を可能にする。

システム化と戸籍事務の流れ

(注)  はシステム化する事務、 はシステム化により不要となる事務、 はシステム化にならない事務である。



(3) システム化の範囲

システム化する事務とその処理形態をオンライン、バッチ（含むオンライン・バッチ）及び手作業の区分にまとめたものである。なお、△は補助または補完のための機能である。

事務		個 別 事 務	オンライン処理	バッチ処理	手作業
1. 戸籍事務	1. 届	1. 届書受付（入力）	○		
		2. 届書審査	一線式	○	△
			二線式	○	△
		3. 出生届出済証明書			○
		4. 関連市町村送付用封筒（宛名シール）等作成	△	○	
		5. 戸籍法違反通知書	△		○
		6. 受理（処理）伺い	△		○
		7. 届書等通送簿		△	○
		8. 届書送付目録作成		○	
		9. 不受理申出処理	○		△
		10. 家裁事件通知書処理	△		○
		11. 戸籍相談	△		○
		12. 便宜訂正通知書発行			○
		13. 便宜訂正通知書受領分処理	○		△
	2. 記載	1. 戸籍記載	○		
		2. 校合認印（決裁）	○		○
		3. 戸籍訂正	○		○
		4. 除籍の作成	○		
		5. 送付用副本目録の作成		○	
	3. 証 明	1. 戸籍・除籍謄抄本の発行	○		
		2. 記載事項証明の発行	○		○
		3. 受理・不受理証明書の発行	○		○
		4. 届書預り証明書	○		
		5. 廃棄滅失証明書の発行			○
	4. その他	1. 戸籍事件表、その他統計		○	○
		2. 高齢者抽出処理		○	
		3. 土地の名称・地番の変更処理		○	△

	事務	個 別 事 務	オンライン処理	バッチ処理	手作業
2. 戸 籍 関 連 事 務	1. 記 載	1. 死産届書	○		△
		2. 附票処理 (住19-1)	○		
		3. 住民票記載事項通知 (住 9-2)		○	
		4. 戸籍照合通知 (住19-2)			○
		5. 本籍転属通知 (住19-3)		○	
	2. 証 明	1. 死体埋火葬許可証の発行	○		○
		2. 死胎埋火葬許可証の発行	○		○
		3. 死体火葬許可交付証明書の発行			○
		4. 死胎火葬許可交付証明書の発行			○
		5. 改葬許可証の発行			○
		6. 不在籍証明の発行			○
		7. 身分証明書の発行	○		
		8. 要件具備証明書の発行			○
		9. 相続税法第58条通知		○	
	3人動 口 態	1. 人口動態調査票の作成	△	○	
		2. 人口動態調査送付票の作成	△	○	
	4. 民 刑	1. 民刑通知及び民刑関係收受簿			○
		2. 既決犯罪人名簿			○
		3. 禁治産者・準禁治産者・破産者名簿			○
	4見 出 し	1. 既決犯罪人名簿 見出し・目録の作成			○
		2. 禁治産者・準禁治産者・破産者 名簿見出し・目録の作成			○
	5照 会 証 明	1. 身上照会	○		△
		2. 身分調査回答			○
		3. 公職選挙法第11条通知		△	○
		4. 民刑事項異動通知		△	○
		6. 統計			○

2 基準書（標準仕様書）の遵守について

戸籍を磁気媒体化し、かつ事務処理をシステム化した場合、コンピュータ・システムそのものが戸籍の機能を有し、事務処理方法を具現化することになる。しかも、戸籍事務が全国統一的にシステム処理として実施され、適正に運用されなければならない。

さらに、今後の戸籍情報システムの評価や認容の基準と方法、及び法改正に伴うシステムの変更方法と即応できる体制等を確立し、制度化する必要性が求められている。

したがって、これらの制度・条件を基本的に保障するため、全国的に統一し標準化する仕様に係わる次の事項は、原則的に遵守されるべきこととする。

- ①データベース及び各種ファイルのデータ項目と検索キー
- ②入出力帳票の様式と出力形態
- ③オンラインの画面展開
- ④画面の表示項目（エラーメッセージ等を含む）
- ⑤入出力するデータ項目
- ⑥コード化された項目
- ⑦「要件定義書」等の処理ロジック等について
 - ・入力チェック、審査チェック、記載項目の編集、エラー処理、戸籍DBのロック
 - ・データベース及び各種ファイルの更新処理

なお、詳細な部分において、メーカー又は各市区町村に一任する事項は、各ドキュメントに個々記述されている。

第2 新事務処理（戸籍事務）の概要

1 戸籍

システムの戸籍は、戸籍特定ファイル・戸籍事項ファイル・氏名ファイル・個人特定ファイル・身分事項ファイルの計5つのファイルで構成されるデータ・ベースである。おのおのファイルに記録すべき戸籍情報の概要を以下に説明する。

(1) 戸籍特定ファイル

戸籍特定ファイルは、戸籍法第9条に定める「戸籍の表示」と戸籍データ・ベースを管理するための情報を記録するファイルである。戸籍特定ファイルに記録する情報の概要は次のとおりである。

戸籍番号	編製年月日	改製年月日	回復年月日	消除年月日
------	-------	-------	-------	-------

本籍	筆頭者	記載者数	在籍者数	除籍者数	戸籍除区分
----	-----	------	------	------	-------

戸籍異動区分

「本籍」・「筆頭者」は、戸籍法施行規則第3条に定める「戸籍の編綴順序」と同法第6条に定める「見出帳」と相まって戸籍を検索するためのキー情報となっている。そこでシステムでも戸籍データベースを検索するためのキー項目とした。「本籍」・「筆頭者」は、行政区画の変更・土地の名称変更・管内転籍届・氏の変更届などがあつたときには上書きし、従前の情報は戸籍事項として戸籍事項ファイルに記録する。

現行の戸籍制度で戸籍事項に記載すべき「編製年月日」・「改製年月日」・「回復年月日」・「消除年月日」を記録しているが、これらは「戸籍番号」・「戸籍除区分」・「戸籍異動区分」と同様にシステムが戸籍データ・ベースを管理するための情報である。戸籍事項欄に記載すべき「編製年月日」や「改製年月日」は次の(2)で述べる戸籍事項ファイルの戸籍事項項目として記録する。また「記載者数」・「在籍者数」・「除籍者数」は戸籍データ・ベースの情報を検索したときに画面に出力され、

検索した戸籍の状況を知るうえでの補助となる情報である。

(2) 戸籍事項ファイル

戸籍法施行規則34条・37条・40条・42条に定める「戸籍事項欄に記載すべき事項」を記録するファイルである。戸籍事項ファイルに記録する情報の概要は次のとおりである。

戸籍番号	事件コード	事件発生年月日	戸籍事項項目
------	-------	---------	--------

氏の変更届や管内転籍届など現行の戸籍事項欄に記載すべき届出があるたびにそれぞれの事項を追加して記録する。戸籍の証明書および画面への出力は記録の順序による。すなわち現行の戸籍事項欄の記載順序と同じである。

「戸籍番号」と「事件発生年月日」はシステムが戸籍データ・ベースを管理するためのものである。

(3) 氏名ファイル

戸籍法第13条に定める「戸籍の記載事項」のうちの「氏名」を記録するファイルである。現行の戸籍制度では氏は筆頭者氏名欄にのみ記載し、名欄には「名」だけを記載しているが、氏名ファイルには「氏」と「名」両方を記録する。氏名ファイルに記録する情報の概要は次のとおりである。

個人番号	カナ氏名	漢字氏名
------	------	------

「カナ氏名」・「漢字氏名」とともに戸籍データ・ベースを検索するためのキー項目である。カナ氏名は戸籍の検索の効率性を確保するために設けたものである。現行の戸籍制度では原則として氏名にふりがなを記載しないが、この理由からシステムの戸籍ではカナ氏名と漢字氏名を記録する。ただし「カナ氏名」は、戸籍としての記録すべき情報でないことに変わりはない。したがって各種証明書には出力しない。また、

名の変更・氏の変更があった者を旧氏名でも検索できるように変更前の「カナ氏名」・「漢字氏名」も履歴として記録する。

(4) 個人特定ファイル

戸籍法第13条に定める「出生の年月日」・「実父の氏名」・「実母の氏名」・「実父母との続柄」・「養父の氏名」・「養母の氏名」・「養父母との続柄」・「夫である旨」・「妻である旨」を記録するファイルである。個人特定ファイルに記録する情報の概要は次のとおりである。

個人番号	戸籍番号	入籍年月日	除籍年月日	性別	生年月日
------	------	-------	-------	----	------

筆頭者区分	配偶者区分	父の氏名	母の氏名	父母との続柄
-------	-------	------	------	--------

養父の氏名	養母の氏名	養父母との続柄	前個人番号	個人除区分
-------	-------	---------	-------	-------

生年月日は氏名ファイルの「カナ氏名」と同様に戸籍を検索するときの効率性を図るために検索キー項目とした。

個人特定ファイルに記録されている情報に訂正・更正・変更などが生じたときには上書きし、それに応じた身分事項を身分事項ファイルに記録する。従前の情報はその身分事項のなかに従前の記録として記録する。

「個人番号」・「戸籍番号」・「入籍年月日」・「除籍年月日」・「性別」・「生年月日」・「筆頭者区分」・「前個人番号」はシステムが戸籍データベースを管理するためのものであり、戸籍としての記録情報ではない。

(5) 身分事項ファイル

戸籍法第13条及び戸籍法施行規則第30条・35条・36条・第39条・第40条に定める「身分事項に記載すべき事項」を記録するファイルである。身分事項ファイルに記録する情報の概要は次のとおりである。

個人番号	事件コード	事件発生年月日	身分事項項目
------	-------	---------	--------

戸籍の届出を受理したときには、その届出事件に応じた身分事項を追加して記録する。戸籍の証明および画面への出力は記録の順序による。すなわち現行の身分事項の記載順序と同じである。

「個人番号」・「事件発生年月日」はシステムが戸籍データ・ベースを管理するためのものであり、戸籍としての記録情報ではない。したがって戸籍の証明書には出力しない。

(6) 戸籍の編製

戸籍法は、第6条に「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める1の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者（以下「外国人という。）と婚姻した者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。」と戸籍の編製基準を定めている。

システムにおいてもこの編製基準に基づいて戸籍を編製するものとした。

(7) 氏名の記載順序

戸籍法第14条は氏名の記載順序を次のように定めている。

「氏名を記載するには次（原文は『左』）の順序による。

第1 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻

第2 配偶者

第3 子

② 子の間では、出生の順序による。

③ 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。」

システムでも戸籍の証明を出力したり、戸籍データ・ベースの記録情報を画面に出力するときはこの順序にしたがう。

(8) 戸籍の記載文字

戸籍法施行規則第31条は「戸籍の記載をするには、略字又は符合を用いず、字面を明らかにしなければならない。②年月日を記載するには、卅、弍、参、拾の文字をもちいなければならない。」と定めている。

また子の名に用いることのできる文字として戸籍法第50条は「子の名には常用平易な文字を用いなければならない。②常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。」とし、常用平易な文字の範囲として戸籍法施行規則第60条に「戸籍法第50条第2項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。1 昭和56年内閣告示第1号常用漢字表に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）2 別表第2に掲げる漢字 3 片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）」と定めている。

さらに外国人については、本人が本国において氏名を漢字で表記する者である場合には正しい日本文字としての漢字を用いるときに限って、氏・名の順序により漢字で記載してさしつかえない（昭和56年9月14日民二5537号通達・昭和59年1月1日民二第5500号通達）。としている。このことからシステムで戸籍の証明を出力する場合に次の2つの問題点をあげることができる。

まず第1に、戸籍法施行規則第31条の「字面の明らかな」についての問題がある。コンピュータでは対応する漢字の文字フォントを作成して画面やプリンターで出力することになる。漢字をデザインした文字フォントの形状は、極論すると作成者の個性があらわれている。そうすると各メーカーのフォントについては戸籍の文字として使用に耐えられるか検証する必要がある。検証方法については導入編による。

なお、「年月日を記載するには、卅、弍、参、拾の文字をもちいなければならない。」と定めているが、戸籍法施行規則第73条第5項に従い、戸籍の証明ではアラビア数字（算用数字）を用いて出力する。

第2は、子の名に用いることのできる文字の問題である。現在では上記の戸籍法及び戸籍法施行規則により使用できる文字の範囲が明確になっているが、昭和23年に戸籍法が制定される前は特に制限がなかった。したがって、システムで扱わなければならない戸籍の文字は制限がないというのが現状である。

コンピュータでを使用することのできる文字は、メーカーにより若干の違いはあるが、

概ね1万5000文字程度である。コンピュータ文字は、2バイト構成文字といい、1バイトは8ビットであるから単純計算をすると2の16乗で131,072文字の種類を表すことができるはずである。しかし、実際はハード・ウェア及びソフト・ウェアの制約から1万5000文字程度になっている。

現在一般的にメーカーで用意している文字は、JIS第1水準2965文字、JIS第2水準3390文字の合計6355文字とメーカー独自で調査した使用頻度の高い文字を合わせて、8000文字程度である。残りは約7000文字となるが、その他にアルファベットや記号、各自治体独自で既に追加しているユーザーの漢字がある。したがって、新たに文字を加えることはできないといってよい。

そこで昭和61年度の「戸籍コンピュータ化調査研究会」では、この問題について特に重点的に調査研究が行われたところである。このときの調査研究報告書は甲市を例に実態調査を行っている。甲市の戸籍数45,540戸籍、戸籍人口138,540人であり、JIS規格以外の文字の種類は3,061文字使用されていた。このことから甲市と同程度の規模の戸籍数及び戸籍人口であれば現在のシステムでもコンピュータ化は可能であるとした。しかし、一方ではJIS規格以外の文字の使用数は戸籍数、戸籍人口、地域の特性等があるのでこの調査結果から一概に可能であるとは言うことができないと結論付けている。

平成4年度「戸籍事務コンピュータ化調査研究会」ではこの問題について具体的に解決策を講じるべくセット・アップ分科会の検討項目に設定した。その結果、参加している多数のメーカーから「フォントの作成やコンピュータへの登録に時間を要するので即時には無理であるが、戸籍の記載に必要な全ての漢字について対応することが可能である。」との回答を得た（詳細はセット・アップ分科会報告書参照）。これを受けて文字の問題は、コンピュータにない文字ができるまでの間の戸籍の取り扱いをどのようにするか、作成した文字の管理をいかにするか、という2つの問題になった。

それでコンピュータに用意していない漢字を使用する届出があったときは、次の処理で対応するものとする。届出の受理、不受理の決定を行うだけで戸籍の記載はしない。戸籍を直ちに記載することができない旨を届出人に伝え、受理証明書の請求があるときは手書きで対応するものとする。その後文字を作成し、コンピュータに登録したら届書の情報を入力する。

つまり戸籍データ・ベースは情報が完全な状態でなければ更新してはならないとい

うことであり、便宜的に、その文字をブランクや記号に置き換えて戸籍データ・ベース更新して、取り敢えずその文字を手書きで埋めることによって証明書を交付し、後に文字を作成・登録した段階で整合性をつけるような行為はしてはならないということである。

外字の管理については外字の対応がメーカーによって異なるので、システムを導入する自治体とシステムを提供するメーカーとの間の問題となる。したがって、文字の作成経費の負担と速やかな事務処理の方法と合わせて充分協議することになる。

なお、誤字・俗字の取り扱いについては「平成2年10月20日法務省民二第5200号民事局長通達」、「平成2年10月20日法務省民二第5202号民事局第二課長依命通知」及び「平成6年11月16日法務省民二第7005号民事局長通達」「平成6年11月16日法務省民二第7006号民事局第二課長依命通知」が適用される。

(9) 文末認印について

戸籍法施行規則第32条第1項に「戸籍の記載をするごとに、市町村長は、その文の末尾に認印を押さなければならない。」と、また第2項では「市町村長の職務を代理する者が、戸籍の記載をするときは、その文末に代理資格を記載して、認印をおさなければならない。」と定めている。戸籍の記載の文末に認印を押す意味は2つある。一つは記載への加筆防止であり、もう一つは記載した者の責任の所在を明らかにすることにある。

システムでは戸籍事項および身分事項が記録されるごとにそれぞれの事項に4桁の管掌者コード（戸籍法施行規則第77条における「識別番号」に相当）を記録することにより文末認印にかわるものとした。コードは4桁で、上2桁がシステムを導入しからの歴代管掌者ごとの通し番号で表し、管掌者が選挙で選出されるごとに1を加える。下2桁は管掌者と代理資格を表す。01が区長、02が助役、03が吏員とするようにした。なお、市町村によっては第2助役をおいている場合もあるので、市町村で明確に意味付けを行ない、割り当てなければならない。

なお、システムでは戸籍データ・ベースの改ざん防止策として次のような処置を講じている。

戸籍データ・ベースの更新はパスワードを持った決裁（校合）担当者のみ行なう

ことができる。

- ② 戸籍データ・ベースに記録されている情報は任意に変更できない。情報を変えようとする場合は訂正事項、更正事項等の戸籍事項または身分事項を記録しなければならない。
- ③ 受付ファイル（詳細は受付ファイルの項参照）を作成しないで記録情報の追加・変更・訂正を行なうことはできない。また受付ファイルは決裁（校合）担当者が戸籍データ・ベースを更新するときに必ず見なければならない。

(10) 記載すべき欄と記載方法（記載例の項目化）

戸籍法施行規則第33条は戸籍の記載すべき欄及び記載方法について定めている。記載すべき欄については戸籍データ・ベースを構成する各ファイルの項で既に述べた。ここでは記載方法に対する記録方法、さらに戸籍の証明書と画面への出力について述べる。なお説明の内容を具体的にするために父母婚姻中の嫡出子の出生届出を例にとつてのべる。

届書の記載事項については戸籍法第29条（届書の記載事項通則）・戸籍法第30条（特別の記載事項）で定められている。これによると出生届書記載事項は次のようになる。